令和 年寄附分

市町村民税 道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年	月 目							
中 4年	天塩町長 殿	整理番号						
	₸	フリガナ						
住 所		氏 名						
		個人番号						
電話番号		生年月日						
	肌には、あなたの個人番号(行政手続におけるキーーる個人番号をいう。)を記載してください。	寺定の個人を識別する	るための番号の	の利用等に	こ関す	る法律	津第2	条
	した地方団体に対する寄附金について、地方和 の(以下「申告の特例」という。)の適用を受けよう						控除	に
	に記載した内容に変更があった場合、申告特例 提出してください。	対象年の翌年の1月	10 日までに、	申告特例	申請事	耳変	更届	出
する ^場 限る。	の特例の適用を受けるために申請を行った者が 場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄)について申告の特例の適用は受けられなくな 寄附金税額控除に関する事項を記載した確定に	附金(同項第4号に該 ります。その場合に	核当する場合に 条附金税額控	あっては 除の適用	、同号 を受け	に係る るため	5もの 5 には	こ
1. 当団体に	に対する寄附に関する事項							
	寄附年月日		9	导附金额	Ą			
	令和 年 月 日		¥			円		
それぞれ	ル下の欄の□にチェックをしてください。	亥当する場合のみす?	らことができま _す	ナ。①及ひ	(2)に記	亥当す	⁻ る場	合、
	下の欄の□にチェックをしてください。 5税法附則第7条第1項(第8項)に規定				(2)に言	亥当す	つる場合	合、
① 地力 (注) 地 いい (1) 地 援 (2) 地 当		定する申告特例文 告特例対象寄附者と 所得税について所得 質ただし書を除く。)の 4月1日の属する年 る目的以外に、市町	対象寄附者 は、(1)及び(2) 税法第 120 条 規定の適用を 度分の市町村 村民税・道府リ	である に該当す 第1項の 受ける者 民税・道M	ると見ま	込まれよる申	し いる者・ は ら 古 き き き き こ こ い て て こ い て て こ い て て い て て い て こ い て い て	を を
① 地力 (注) 地 いい (1) 地 援 (2) 地 当 申	方税法附則第7条第1項(第8項)に規定 方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申 います。 (方団体に対する寄附金を支出する年の年分の 計分団体に対する者とでは同法第121条(第1項 1方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の 該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受け	定する申告特例文 告特例対象寄附者と 所得税について所得 質ただし書を除く。)の 4月1日の属する年 る目的以外に、市町: 書の提出を含む。)を	対象寄附者 は、(1)及び(2) 税法第120条 規定の適用を 度分の市町村 村民税・道府リ 要しない者	である に該当す 第1項の類 受ける者 民税・道所 具民税の目	ると見ま	込まれよる申	し いる者・ は ら 古 き き き き こ こ い て て こ い て て こ い て て い て て い て こ い て い て	を を
① 地力 (注) 地 いい (1) 地 援 (2) 地 当 申	方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申います。 (方用法附則第7条第1項(第8項)に規定する申います。 (方団体に対する寄附金を支出する年の年分の) 提出する義務がない者又は同法第121条(第1項 2方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の 該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受け 告書の提出がされたものとみなされる確定申告 方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要 ら12月31日の間に申告の特例の適用を受け をいいます。	定する申告特例文 告特例対象寄附者と 所得税について所得 質ただし書を除く。)の 4月1日の属する年 る目的以外に、市町 書の提出を含む。)を 定する要件に該当	対象寄附者 は、(1)及び(2) 税法第120条 規定の高町村 村民税・道府リ 要しない者 する者であ	である に該当す 第1項の 受ける者 民税・道所 具民税の目	ると見. 規定に 5月、民書 等例対	込まれよる申 税につの提上 象年の	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	を を 、 、 該
① 地力 (注) 地 いい (1) 地 援 (2) 地 当申 ② 地力 (注) 地 か者	方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申います。 (方団体に対する寄附金を支出する年の年分のうと出する義務がない者又は同法第121条(第1項2方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受け告書の提出がされたものとみなされる確定申告を対法附則第7条第2項(第9項)に規定する要ら12月31日の間に申告の特例の適用を受けたをいいます。	定する申告特例文 告特例対象寄附者と 所得税について所得 質ただし書を除く。)の 4月1日の属する年 る目的以外に、市町 書の提出を含む。)を 定する要件に該当 定する要件に該当 るための申請を行う地	対象寄附者 は、(1)及び(2) 税法第120条 規定の商町村財要しない者 する者である。この申請を行います。	である に該当す 第1項の対 受民税・道解 長民税の申告 ある かか5以	ると見まには、日本のでは	込まれ よる申 税につ を 条 年 ら る と 見	し 103者 16書 16書 101月 101	を を 、 、 該
① 地力 (注) 地 いい (1) 地 援 (2) 地当 申 ② 地力 (注) 地 か者	方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申います。 (方団体に対する寄附金を支出する年の年分の) 出する義務がない者又は同法第121条(第1項2方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受け告書の提出がされたものとみなされる確定申告方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要ら12月31日の間に申告の特例の適用を受けをいいます。 (切り取らな年 客 附 分 市町村民税 客	定する申告特例文告特例対象寄附者と所得税について所得質について所得質にでし書を除く。)の4月1日の属する年る目的以外に、市町書の提出を含む。)を定する要件に該当する者とはるための申請を行う地でください。)	対象寄附者 は、(1)及び(2) 税法第120条 規定の商町村財要しない者 する者である。この申請を行います。	である に該当す 第1項の対 受民税・道解 長民税の申告 ある かか5以	ると見まり、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	込ま [*] よる [‡]	し 103者 16書 16書 101月 101	を を 、 、 な 1日 れる
① 地力 (注) 地い (1) 地 (2) 地 (注) 地 (注) 地 令 和	方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申います。 (方団体に対する寄附金を支出する年の年分の) 出する義務がない者又は同法第121条(第1項2方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受け告書の提出がされたものとみなされる確定申告方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要ら12月31日の間に申告の特例の適用を受けをいいます。 (切り取らな年 客 附 分 市町村民税 客	定する申告特例文告特例対象寄附者と所得税について所得質について所得質にでし書を除く。)の4月1日の属する年る目的以外に、市町書の提出を含む。)を定する要件に該当する者とはるための申請を行う地でください。)	対象寄附者 は、(1)及び(2) 税法第120条 規定の商町村財要しない者 する者である。この申請を行います。	である に該当す 第1項の対 受民税・道解 長民税の申告 ある かか5以	ると見まり、日本の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	込ま [*] よる [‡]	D	を を 、 、 な 1日 れる